

●松江市斎場 指定管理者公募に係る質問及び回答(令和8年7月22日受付分)

No.	質問事項	質問内容	回答
1	指定管理業務に関する経費のうち人件費について	市の積算基準額改定に伴う指定管理料の改定額の、具体的な算出方法や改定基準を示されたい。 想定されている改定額の算出イメージを、具体的な例を挙げて示されたい。	市が公募で示した年間指定管理料(上限額)が5,000万円、当初の人件費積算額が2,000万円(5,000万円の内数)、また、提出された収支予算書の指定管理料提案額が4,800万円の場合を想定し、次の2パターンを示します。 パターン1 人件費積算基準額を、当初から5%上昇した2,100万円に改定 募集要項2ページから3ページに記載の算定式により、 $\frac{(5,000 \text{ 万円} + \frac{(2,100 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 万円})}{(A)} - \frac{5,000 \text{ 万円}}{(B)})}{(C)} \times \frac{4,800 \text{ 万円}}{(B)} = 96 \text{ 万円}$ ※(A)、(B)、(C)は、募集要項記載の各記号に対応 市は指定管理者との協議の上、指定管理料を96万円増額改定します。 パターン2 人件費積算基準額を、当初から5%下落した1,900万円に改定 パターン1と同様、募集要項に記載の算定式により、 $\frac{(5,000 \text{ 万円} + \frac{(1,900 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 万円})}{(A)} - \frac{5,000 \text{ 万円}}{(B)})}{(C)} \times \frac{4,800 \text{ 万円}}{(B)} = \blacktriangle 96 \text{ 万円}$ ※(A)、(B)、(C)は、募集要項記載の各記号に対応 このときも、市は指定管理者との協議の上、指定管理料を96万円減額改定します。 なお、市が人件費積算基準額を改定する条件等、詳細はお答えいたしかねます。
2	申請の資格について	「営業所等」の具体定義を示されたい。 例えば、松江市内に所在する従業員宅を事業拠点・連絡先として登録・届出を行う場合においても、「営業所等」として認められるか。	「営業所等」の具体定義となる要件を定めていませんが、一般的に営業所と称して差し支えない、指定管理業務に関する諸事務を遂行できる、体制を備えた拠点を設けることを想定しています。

●松江市斎場 指定管理者公募に係る質問及び回答(令和8年7月22日受付分)

No.	質問事項	質問内容	回答
3	選定審査基準について	1. 価格の適正性審査について 本プロポーザルにおいて、市場の相場感や客観的根拠から著しく乖離した低価格が提案された場合、業務履行の実現可能性や品質確保の観点から、積算根拠の精査等の適正性審査は行われるか。 2. 提案金額の実現可能性および根拠の評価基準について 燃料費等の積算において「根拠が曖昧なまま極端に低い金額を提示する提案」と、「市場相場および過去の実績に基づき実現可能な適正額を提示する提案」とでは、審査においてその根拠や実現可能性が評価に反映されるか(単なる見積額の安さだけで判断されることはないかの確認)。	管理経費の縮減は重要な点ですが、より良いサービス提供も同時に追求すべき事項です。施設所管課による提案内容の精査と、適切かつ実現可能な収支計画であるかを評価する審査基準2-6や、同類施設の運営実績を評価する審査基準3-2等の設定により、「根拠が曖昧なまま極端に低い金額を提示する提案」と「市場相場および過去の実績に基づき実現可能な適正額を提示する提案」とでは、審査上の評価に差が出るものと想定しています。